

2016年7月20日
No 1652
働くルールの確立で
人間性の回復を

明治乳業争議団 ニュース

発行先 明治乳業争議団
〒272-0015
千葉県市川市鬼高2-6-2
☎・Fax 047-332-5698
E-mail mjnyu88sgd@wing.ocn.ne.jp
HP 明治乳業争議団 ⇒ 検索

いま、全面解決への局面打開めざす総力戦

救済命令に全力 & 経営判断迫る会社包囲



6月15日明治HD第7次座り込み

5月19日、中労委において結審を迎えた明治乳業「全国事件」は、年内から遅くとも年度内には命令交付が見通せる、極めて重要な局面を迎えています。いま、争議団と支援共闘会議は二つの角度から、31年余に及ぶ長期争議の全面解決への方針を明確にし、総力戦で奮闘しています。第一は、命令交付までの中労委対策を重視し、正確な事実認定と判断によって都労委不当命令を全面的に見直す、救済命令を確実にする闘いです。第二は、(株)明治及び明治HDの異常企業体質を告発・包囲し、「命令を待つまでもなく経営判断で、旧明治乳業時代からの負の遺産である争議を解決せよ!」と、厳しく迫る闘いです。「このままでは人生終えられない」の決意で、様々な困難を乗り越えて頑張っている争議団員一人一人の、絶対に負けられない正念場の闘いが夏から秋季に向け続きます。皆さんの、ご支援を重ねてお願い致します。

JMITU 戸田地域支部 渡辺 博司さん

労働者を大事にしない企業には未来はない、(株)明治は長期争議解決の為にテーブルに付くべきです。

1965年(S40年)池田内閣の高度経済政策の時代で労働運動も生活と権利を守る闘いが前進した時代でもありました。私も1964年のサンウエーブ工業の倒産、労働組合つぶしの合理化攻撃と闘っていました。人減らし合理化を進めるには旺盛な労働組合は邪魔であり攻撃は様々なかたちでかけられました。その中でも明乳の人権無視、不当労働行為は異常な攻撃でした。赤組、白組、雑草組と分断攻撃、意見を述べた申立人らの集団を分断、排除、差別は人権無視であり企業犯罪でもあり許せません。

労働者は自分の働く会社に誇りを持っていきます。良い会社にしたいた気持ちはあります。だから働く労働者を大事にしてほしいとの声は当然の事です。目先の利益優先に経営者は聞く耳を持たないばかりか労働者を大事にしないで組合を潰すための労務政策に力を入れている企業は発展がありません。

明乳争議と私



企業競争に遅れをとるだけです。私が働いていたサンウエーブ工業は倒産後労働組合の弱体を狙い10年以上もな仕事を奪いながら、一方では戸田全金の仕事をしていないからと経営戦略の誤りを棚に上げて組合に責任をなすりつけ長年攻撃してきました。本来の企業としてやるべき様々な課題に後れをとり、同業他社のタカラに次にクリナップにも追い越されたのです。今は(株)リクシルに吸収されています。明治も同じ道を進むのではと気になります。今、日本ではブラック企業が増えています。今、日本では労働者を大事にしてこそ未来がある企業です。明治の経営者は争議解決のためテーブルにつき早期に解決する道を探るべきです。

「救済命令を求める中労委行動」

9月29日(木)
○ 中労委前広場
12時15分～:50分

[行動の位置づけ]

- ・労働委員会の存立の原点に立った命令を
- ・明治の異常企業体質を正す命令を
- ・長期労働争議を解決できる救済命令を

夏季募金へのご協力をお願いします



「30年明乳争議に春を」パンフレット普及を通して、改めて、明乳争議の本質を理解していただくなかで、市川工場(32名)、全国9事業所(32名)事件のたたかいは31年を経過しました。全国事件中労委は5月19日に「結審」し、命令公布(勝利命令を勝ち取る)まで頑張っていきます。志半ばで逝去した団員の遺影とともに、「経営判断で集結せよ」と迫る社前座り込み行動などを展開しているところです。

解決局面を切り拓く全国運動を支える資金カンパをお願いさせていただきます。

振込先 郵便00170-7-555867
加入者名 「明治乳業食の安全と職場を考える実行委員会」

明治HDに解決迫る社前行動 31年争議に決着を



「明治HD社前」

*メトロ銀座線「京橋駅」5番

- 第9次「座り込み」
- ・ 9月13日、14日
11時～13時
- 東京地評争議支援総行動
- ・ 9月15日(木)
- ・ 明治HD社前行動
メイン行動 16:45～17:10

ご支援よろしく申し上げます

明治は命令まっまでもなく解決せよ

1月に証人調べが終わり、5月に結審。さらに株主総会まで「第1の山」では救済命令を確実に中労委闘争と、明治に対しては「自らの判断で争議を解決せよ」とせまる幅広い運動を展開してきました。特に事件の張本人、浅野会長(当時)には「負の遺産」を解決して去れと訴え、新経営陣には、争議解決には世界市場に打って出るには不可欠であることを強調してきました



明治HD浅野会長・松尾社長に對し、争議解決を求め、亡くした22名の遺影を求め、1団体615名、7月26日、明治HD本社前でデモ行進した。写真は明治HD本社前でデモ行進した。



当時関東工場(現戸田工場)ヨーグルトライン昇降機のメンテナンス作業中、圧殺された山中穂奈美さん7回忌を迎えた5月9日、工場門前で追悼宣伝をおこないました。



5.27全労連・東京地評争議支援総行動において、愛知申立人ら支援者を含め、明治HD社前に285名が結集。浅野会長・松尾社長は経営判断で争議解決せよと唱和。



月定例宣伝行動、関東支社～明治HD～みずほ本店前宣伝行動。写真は明治HD社前で。



5.26大阪争議支援総行動が5月29日に展開される。明治の筆頭株主みずほ大阪支店へ要請行動を125名で展開する。



明治HD浅野会長は、退任する前に争議当事者の責任において争議を解決させ退任せよと、周辺3ブロックに分け宣伝とチラシポスティング。午後から、会長自宅に近接する幸田第3公園にて意思統一集会を行い、JR北小金駅まで約2.6kmの道程を65名のデモ隊列でアピールしました。

事件の全体像を全面的に解明した 最終準備書面に確信



中労委の再審査では、11名の証人によって都労委命令の事実認定・判断の誤りを全面的に解明し、「典型的な不当労働行為・差別事件」であることの全体像を鮮明にしました。そして最終準備書面(全三冊)では、結論として、「(修正)大量観察方式に基づく累積格差の一括是正」を内容とする救済命令が発せられるべきことを明確にした上で、公益委員が示した争点整理に基づく立証の到達点を簡潔に整理し、これらの主張・立証が証拠上も理論的にも、明確に裏付けられています。私たちは、最終準備書面に基づく認定・判断が注意深く行われるならば、救済命令しかり得

ら、救済命令が発せられるべきことを明確にした上で、公益委員が示した争点整理に基づく立証の到達点を簡潔に整理し、これらの主張・立証が証拠上も理論的にも、明確に裏付けられています。私たちは、最終準備書面に基づく認定・判断が注意深く行われるならば、救済命令しかり得

大量観察方式に基づく審査・判断を念頭に、昭和40年代から申立に至る平成6年頃までの、申立人



「インフォーマル組織」を結成した事実、③支配介入を裏付ける秘密資料が豊富に存在する事実、などを改めて鮮明にしました。特に、都労委命令が、インフォーマル組織を「自主的組織」とし、秘密証拠類を「入手経路が定かでない」等と無視して、不当労働行為の全

差の一括是正」を内容とする救済命令が発せられるべきことを明確にした上で、公益委員が示した争点整理に基づく立証の到達点を簡潔に整理し、これらの主張・立証が証拠上も理論的にも、明確に裏付けられています。私たちは、最終準備書面に基づく認定・判断が注意深く行われるならば、救済命令しかり得

集団間の累積格差と救済方法について

第一分冊で、判断要件の要である「格差の存在」について明確にしています。救済年度のH5年度において、事業所採用者経路・同期・同学歴の他の集団との年収比較で、申立人ら集団は平均97万円(月額で4ヶ月分)の格差があることを鮮明にし、集団間比較を放棄した都労委命令の誤りを厳しく指摘。さらに、

格差の原因 「不当労働行為意思」を鮮明に

第二分冊では、「格差が何によって生じたのか」という判断要件について明確にしています。①会社が旺盛な組合活動を敵視した決定的動機が、大量人減らし「合理化」の達成にあった事実、②その手法として



5月19日「結審」後の報告集会。写真上小関団長から救済命令勝ち取る決意。中、報告聞く参加者。下、明治を包囲する運動を示す松本議長。

「インフォーマル組織」を結成した事実、③支配介入を裏付ける秘密資料が豊富に存在する事実、などを改めて鮮明にしました。特に、都労委命令が、インフォーマル組織を「自主的組織」とし、秘密証拠類を「入手経路が定かでない」等と無視して、不当労働行為の全

「個別あら探し立証」全事例への反論

第三分冊では、会社が格差の「合理的理由」立証として行った、監察記録や報告書等への反論です。都労委命令が、申立人への「あら探し立証」を丸ごと認定したことを踏まえ、全事例を分類・分析をし、ねつ造・歪曲・事実の誇張などを総反論としてまとめ、さらに、相对比较抜き「個別あら探し立証」の法的無意味性についても明確にしています。

第一分冊で、判断要件の要である「格差の存在」について明確にしています。救済年度のH5年度において、事業所採用者経路・同期・同学歴の他の集団との年収比較で、申立人ら集団は平均97万円(月額で4ヶ月分)の格差があることを鮮明にし、集団間比較を放棄した都労委命令の誤りを厳しく指摘。さらに、

第二分冊では、「格差が何によって生じたのか」という判断要件について明確にしています。①会社が旺盛な組合活動を敵視した決定的動機が、大量人減らし「合理化」の達成にあった事実、②その手法として

第三分冊では、会社が格差の「合理的理由」立証として行った、監察記録や報告書等への反論です。都労委命令が、申立人への「あら探し立証」を丸ごと認定したことを踏まえ、全事例を分類・分析をし、ねつ造・歪曲・事実の誇張などを総反論としてまとめ、さらに、相对比较抜き「個別あら探し立証」の法的無意味性についても明確にしています。